

令和4年9月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	議席 番号	氏名	辻 村 岳 瑠 議 員	1 / 1
発言項目		要 旨		答弁者
1	社会福祉士から見る自治事務、生活保護の相談及び助言について	<p>少子高齢化の中、労働人口が減少し人手不足が深刻化、「外国人労働者受入れの拡大は喫緊の課題」と言われている。令和2年の国勢調査によると、日本人と外国人の人口は平成27年と比べ、日本人は178万3千人の減少（1.4%減）となった一方で、外国人は83万5千人の増加（43.6%増）となった。外国人に対しても在留資格に応じて生活保護が認められている以上、今後、外国人の生活保護世帯が増えることが想定される。日々の窓口での実践が、市の福祉施策体制整備のさらなる充実になればと考え、自治事務である、生活保護の相談及び助言について伺う。</p> <p>(1) 富士宮市に在留する外国人が、どのような状況で生活に困窮し生活保護に至るのかを分析する上で、在留資格別の生活保護世帯の現状を伺う。</p> <p>(2) 生活保護法の目的に「自立を助長する」とある。生活保護を受給している外国人及び生活保護の受給はしていないものの生活が困窮している外国人に対し、どのように自立を助長しているのか。在留資格別でそれぞれの対応を伺う。</p> <p>(3) 福祉の仕事の原理は「人と環境との接点に働きかける」である。窓口での相談援助におけるインテークまたはアセスメントを行う上で、生活保護を受給している外国人及び生活保護の受給はしていないものの生活が困窮している外国人の「顕在ニーズ」及び「潜在ニーズ」をどのように引き出しているのか伺う。また、自立を支援する上での相談及び助言の考え方について伺う。</p>		市長 関係部長
2	静岡県ソフトボール場の野球環境としての活用について	<p>2002年の競技場の規格に関する国際ルール改正により、現在の静岡県ソフトボール場では、国際大会が開催できるのは女子だけである。このことは、第5次総合計画の施策「国際大会、全国大会などの開催」を進めていくことの足かせになる。しかし、本塁から外野フェンスまでの下限の距離76.2メートル以上という男子の改正ルールに対応するための大規模な修繕工事を行うのではなく、今の環境に少し手を加えて野球環境に活用していくのはどうか。還暦・古希野球、学童野球及び女子野球に共通するニーズは「マウンドと柵越えホームラン」の環境であり、この2つは野球人であれば誰もが夢見ることであり、また観客に感動も与えてくれる。静岡県ソフトボール場を、女子ソフトボールの環境としてだけでなく野球環境に整備することで、市が進めるスポーツ環境施策にさらにつながると考え以下伺う。</p> <p>(1) 市は総合計画において、市民ひとり1スポーツを推奨している。市内の野球人口は他のスポーツ人口と比べてどうか。また他市と比較した富士宮市の野球人口及び近年の盛り上がりを見せる女子野球の状況について伺う。</p> <p>(2) 競技場の規格に関する国際ルールは改正されたが、日本ソフトボール協会においては改正を保留としている。国際ルール改正後の男子ソフトボール大会誘致の実績と現状を伺う。また、学童野球大会を含めソフトボール大会以外の活用状況を伺う。</p> <p>(3) 静岡県ソフトボール場を、さらに充実した野球環境に整備し活用していくため、また、還暦・古希野球、学童野球及び女子野球の大会誘致施策として、簡易的ピッチングマウンドの設置を提案するがいかがか。</p>		市長 教育長 関係部長